

今月の経理情報

2005年8月

今回のテーマ： 中小同族会社の留保金課税不適用の特例

法人税法上、同族会社（非同族の同族会社を除く）が一定の限度額を超えて所得を留保した場合には、留保金課税が課されますが、青色申告書を提出する同族会社で、次の中小企業者等については、留保金課税は適用されません。

適用対象者と適用要件

平成17年度の法改正により新事業創出促進法が他の中小企業支援関連の2つの法律と整理統合され、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」）」が制定されました。税制面での優遇措置も引き続き受けられるようになっています。ただし、適用される法律自体は異なりますので、適用期限に該当する法律の確認が必要となります。

	適用対象法人	適用要件（ ）	適用期限
1	新事業創出促進法に規定する中小企業者	設立後10年以内の各事業年度であること（形式基準）	H17.4.12までの間に開始する各事業年度
2	中小企業新事業活動促進法に規定する中小企業者	設立後10年以内の各事業年度であること（形式基準）	H18.3.31までの間に開始する各事業年度
3	新事業創出促進法に規定する認定を受けた中小企業者	認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施している事業年度であること	H17.4.12までの間に開始する各事業年度
4	中小企業新事業活動促進法の承認を受けた中小企業者	承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している事業年度であること	H18.3.31までの間に開始する各事業年度
5	中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する中小企業者	前事業年度における試験研究費の額及び開発費の合計額の収入金額に対する割合が3%を超えていること	H17.4.12までの間に開始する各事業年度
6	事業年度終了時の資本金又は出資の金額が1億円以下の法人	前事業年度終了時の自己資本比率が50%以下であること	H18.3.31までの間に開始する各事業年度

3つの法律の中小企業者の範囲はいずれも事業区分ごとに規定され、資本金基準又は従業員基準のいずれか一方をみたせば該当することとなります。資本金の場合は事業年度末、従業員基準の場合は常時使用する人数で判定します。

いずれの場合も確定申告書に「中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書」の付表及び該当する適用方法に応じた添付書類が必要です。

自己資本比率が50%以下の中小法人の特例（上記表6）

平成15年度の税制改正により、不適用措置が追加され、それまで限られていた適用対象法人が格段に広がり、多くの中小企業で使われている要件です。自己資本比率の算定式はつぎのとおりです。

$$\frac{\text{前事業年度末の自己資本の金額(1)}}{\text{前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額(2)}} \times 100$$

- (1) 資本金、資本積立金及び利益積立金の合計額に、同族株主等からの借入金等を加算
- (2) 貸倒引当金を金銭債権から控除する方法により計上している場合、自己株式を資本の部の控除項目としている場合には、これを加算した金額を帳簿価額とすることが可。

お見逃しなく！

本特例は確定申告書に付表の添付がない場合には適用を受けることができません。この場合は本則どおりの申告が行われたこととなり、更正の請求の理由にも該当しません。適用の失念、適用の可否の誤り、書類の不備があるための事故が多く起きており、申告時には十分に注意が必要です。